

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

## 会 報

第83号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会  
栗東市安養寺7丁目1番25号  
ウインドワードTビル3F  
電話(077)554-9271  
FAX(077)554-9293  
E-mail: info@s-seikan.or.jp  
URL: http://www.s-seikan.or.jp/  
発行日 令和4年1月31日



## 2022年 新年あいさつ



公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会長 安田 全 男

皆様方には、ご家族の皆様共々輝かしい新春をお健やかに迎えただいたこととお慶び申し上げます。

また、旧年中の皆様のご協会の活動に対するご支援に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年も、新たなオミクロン株への警戒も重なり、新型コロナウイルス感染拡大防止に終始した大変厳しい1年でありました。

このため昨年は、地震災害や感染拡大時においても法定検査業務を持続的に維持するための計画、すなわち事業継続計画（BCP）を当協会においても策定したところであります。

また、改正浄化槽法に基づき、業の更新にあたって浄化槽管理士研修の機会を確保し、もって管理士技術の維持・向上を図るための準備を重ねてまいりました。結果、コロナ対策もあり、第1回目の「令和3年度滋賀県浄化槽管理士研修」を来る3月8日に実施する予定をしておりますので、会員をはじめ関係者皆様のご理解を何卒よろしくお願い申し上げます。

一方、今年では中長期の持続可能な経営展望をもって、こうした激変する社会環境に戦略的に対応するため、当協会としましても大きな変革の年としなくてはなりません。

その第1歩として、今年の7月を目途に、現在の栗東市役所前の貸しビルから、栗東市上砥山にあります「滋賀県工業技術総合センター別館」内へ新たに事務所を移転する計画であります。行政ルールに基づき行政財産の目的外使用許可をいただきました滋賀県に対し改めて御礼申し上げます。お車でお越しただけのご利用者の皆様にとって利便性は一層向上するものと期待しております。

こうしたことも受け、心機一転、職員一丸となって浄化槽の適正施工、維持管理および法定検査業務等はもちろん、県内の生活排水対策の一翼を担い、もって公益社団法人としての社会的責任を引き続き果たしてまいる所存です。

結びに、今年も皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう衷心からお願い申しあげ、新年にあたりましての御礼とお願いのあいさつとさせていただきます。



## 新年のあいさつ

滋賀県知事 三日月 大造

あけましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

貴協会ならびに会員の皆様方には、日頃から浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に重要な役割を担っていただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により県民生活に大きな変化が生じている中、生活環境の確保に不可欠な業務を行うエッセンシャルワーカーとして御尽力いただいている貴協会の皆様に敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

さて、琵琶湖の水は近畿1,450万人の暮らしや産業を支えており、琵琶湖を預かる本県において、公共用水域の水質保全は大変重要な課題であり、これまでから地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れているところです。

県では、「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づき、汚水処理人口普及率100%を目標に取り組を進めており、令和2年度末の汚水処理人口普及率は99.0%で全国2位と高い状況にあります。今後も引き続き、浄化槽の汚水処理能力を十分に発揮できるよう下水道などと役割を分担しつつ、県内市町とともに汚水処理施設の整備を進めてまいります。

浄化槽の本来の浄化性能を発揮させるためには、保守点検・清掃・法定検査等による適正な維持管理が不可欠であり、浄化槽の適正な維持管理の強化のため、令和元年6月に浄化槽法が改正されました。

この法改正を受け、本県において貴協会、業界団体、市町、県からなる法定協議会として滋賀県浄化槽適正処理促進協議会を設置し、浄化槽台帳の整備をはじめとする浄化槽の適正な維持管理に向けた協議を行っているところです。

また、県においても条例で浄化槽管理士に対する研修の受講を義務化したところですが、貴協会に研修実施事業者として研修の開催業務に御尽力いただいています。

浄化槽の適正な維持管理の推進に向け、今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本県では、昨年7月に「びわ湖の日」制定から40周年を迎え、美しい琵琶湖を未来に引き継ぐと、さまざまな主体とともに「マザーレイクゴールズ (MLGs)」をつくったところです。このマザーレイクゴールズ『MLGs』は、2030年に環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環をつくるため、琵琶湖を切り口に13のゴール、目標を設定したもので、この目標達成のため、皆様と一緒に取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が貴協会ならびに会員の皆様にとって、さらなる発展の年となりますことを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とします。

## 三日月知事に要望しました

滋賀県の令和4年度予算編成にあたり、新年1月11日(火)に滋賀県公館応接室において三日月大造知事に要望を行いました。

協会から安田会長、長谷川副会長、宮下副会長、小山副会長、鈴木理事、八田常務理事が出席し、県当局から琵琶湖環境部循環社会推進課 北村参事、岡田主任主事が同席されました。

出席者から、自治体特に県が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換や災害時対策として公的施設(避難所)へ合併処理浄化槽の整備を要望するとともに、改正浄化槽法で定められた、浄化槽台帳の整備を急ぎ進めていただくように要望しました。

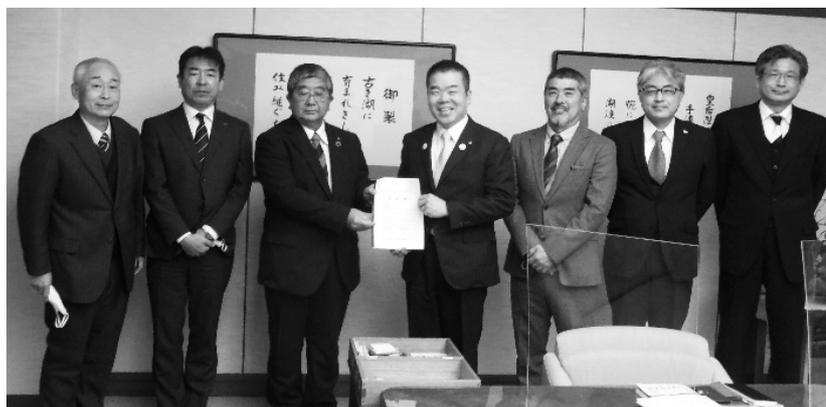
その後の意見交換で、知事からは、「台帳整備は法定協議会を通じ市町と一緒に早急に進めたい。また、既設の単独処理浄化槽は施設改修のタイミングに合わせて切り替えることやそういう予定がないものはどうするか考えないといけない。実際に、地震で液状化したり、大雨で逆流して下水道が使えないことがある。インフラの静脈を整えるということは、SDGsやMLGsの観点からも大事である。」との認識が示されました。

### 《要望事項》

1. 協会運営に対する支援について
2. 「浄化槽整備区域」の設定について
3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等について
  - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
  - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
4. 浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃および法定検査)の推進について
  - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた取組
  - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
5. 公的施設(避難所)における浄化槽の整備促進について



【要望書を手渡す長谷川伸夫副会長】



【三日月知事を囲んで】

## 第35回「浄化槽の日」表彰

### 高村隆監事が環境大臣表彰を、 竹之内米貴元理事が局長表彰を 受賞されました

第35回「浄化槽の日」（毎年10月1日）表彰において浄化槽関係事業功労者として当協会の監事である(有)湖東衛生社代表取締役の高村隆様が「環境大臣表彰」を、元理事で(株)タケノウチ代表取締役の竹之内米貴様が「環境省環境再生・資源循環局長表彰」を受賞されました。高村隆様、竹之内米貴様この度の受賞誠にめでたうございます。

これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



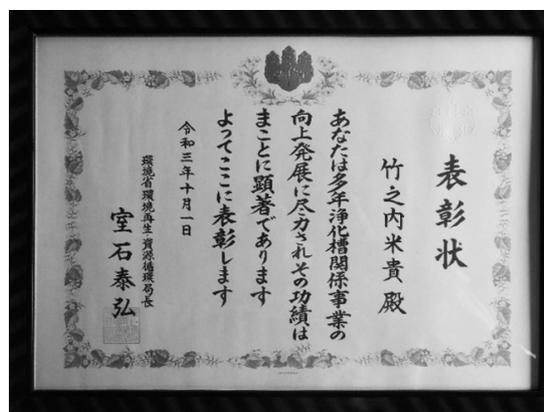
【受賞された高村隆様】



【受賞された竹之内米貴様】



【高村隆様表彰状】



【竹之内米貴様表彰状】

## 令和4年度定時総会は令和4年5月24日(火)に開催します

令和3年11月19日(金)に第34回理事会(於:守山市・ライズヴィル都賀山)を開催し、令和4年度定時総会は令和4年5月24日(火)に開催することが決定されました。

なお、当日の議題は次のとおりです。

- 〔報告事項〕 1 職務の執行状況について
  - (1) 浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて
  - (2) 自由民主党への要望について
  - (3) 令和3年度滋賀県浄化槽管理士研修の開催について
  - (4) 「浄化槽の日」の関連事業について
- 2 予備審査・法定検査の進捗状況について
- 〔協議事項〕 1 今後の役員会等の日程(案)について
- 2 事務所移転の対応について
- 〔その他〕 1 浄化槽機能保証制度の要綱改正等について

職務の執行状況について、安田会長より次のように報告がありました。

- 令和3年5月26日に、任意協議会である滋賀県浄化槽適正管理推進協議会を発展的に解消し法定協議会である滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が、構成団体として滋賀県、滋賀県の全市町、滋賀県環境整備事業協同組合及び当協会で設立したこと。
- 第一回法定協議会において会長は小竹循環社会推進課長が、副会長に安田会長が選任され、①令和4年度末を目途に浄化槽台帳を整理する為の「ロードマップや作業手順等」②浄化槽台帳の記載項目に関する県の要綱改正を行う予定であること③各市町の台帳整理状況等が共有され関係者が推進に努めることが確認されたこと。
- 令和3年6月11日に、安田会長と八田常務理事が自由民主党滋賀県議会議員団に対して令和4年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得たこと。

続いて、八田常務理事より次のような報告がありました。

- 浄化槽管理士研修は、浄化槽法の改正を受け、滋賀県と大津市の保守点検業者の登録に関する条例の改正により、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内(3年間)に1回以上、知事及び大津市長が指定する研修を受けさせなければならないこととなり当協会が滋賀県等に対し研修実施事業者として認定申請を行い、認定を受けたことから、研修を実施する運びとなったこと。
- 法定協議会となった滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が定めた「浄化槽適正処理促進月間」において浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を図っていただくため、啓発チラシを保守点検業者の協力を得て配付したこと。
- 県民向けの啓発については、新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「ラジオスポット」による啓発を実施したこと。



【理事会の様子】

## 法定検査精度管理委員会を開催しました

令和4年1月19日(水)に学識経験者や行政機関、指定検査機関の各委員による「法定検査精度管理委員会」を開催しました。本委員会は、10人槽以下の浄化槽を対象に実施している効率化11条検査の精度を確保するため、効率化検査の実施状況に対する客観的評価や制度の運用改善に資することを目的に実施するもので、当日は、次の議題に基づきそれぞれ審議を行った結果、引き続き効率化検査の適正な運用と法定検査の受検率の向上に努めることとされました。

- ① 効率化11条検査の実施状況について
- ② 二次検査の実施状況について
- ③ クロスチェック検査の実施状況について



【委員会の様子】

## 「令和3年度滋賀県浄化槽管理士研修」を 延期し3月8日(火)に開催します

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内(3年間)に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。この研修の実施事業者としての認定を受けた当協会が令和4年1月26日(水)に「令和3年度滋賀県浄化槽管理士研修」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため下記の日程に延期し、会場も「コラボしが21」に変更させていただきました。

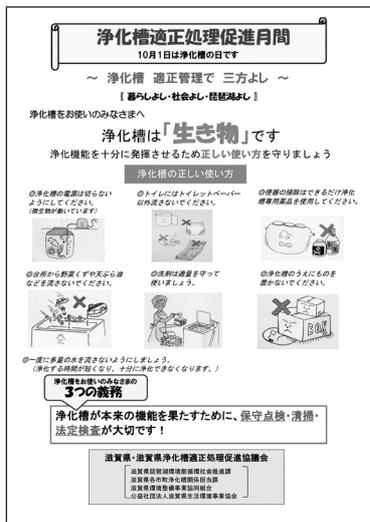
1. 日時 令和4年3月8日(火) 午前10時30分～午後4時45分  
受付時間 午前10時00分から開始します。
2. 場所 コラボしが21 3階 大会議室  
大津市打出浜2-1 TEL 077-511-1400

# 啓 発 活 動

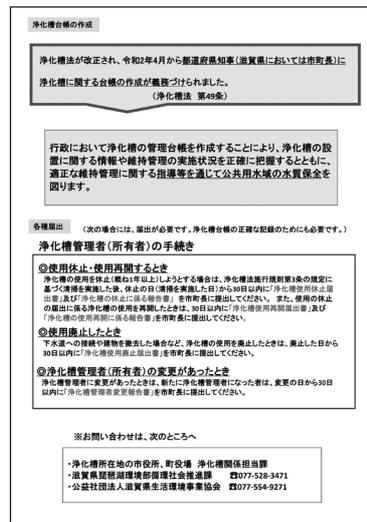
## ○啓発チラシの配付

滋賀県と滋賀県浄化槽適正処理促進協議会では10月1日の「浄化槽の日」を中心に10月を『浄化槽適正処理促進月間』として設定し、浄化槽管理者（所有者）に対して適正な維持管理を図っていただくため、令和2年の改正浄化槽法の施行に伴い「浄化槽台帳の作成義務」や「浄化槽の使用休止の届出手続」が定められたことを受けてそれらを含んだ啓発チラシを作成し、保守点検業者様のご協力を得て浄化槽管理者（所有者）に対し配付しました。

## 【啓発チラシ】



表



裏

## ○ラジオスポットによる啓発

県民向けの啓発については、今年度も新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「エフエム滋賀ラジオスポット」による啓発を実施しました。

エフエム滋賀ラジオスポット 放送日：令和3年10月4日(月) 午前7時40分に放送しました。

それではここで、滋賀県と公益社団法人滋賀県生活環境事業協会からのお知らせです。

滋賀県では10月を「浄化槽適正処理促進月間」としています。

浄化槽は、水洗トイレや台所・お風呂などからの排水を微生物の働きにより浄化し、放流するための施設です。浄化槽をお使いのみなさまには、保守点検・清掃・法定検査の実施が法律で義務付けられています。また、浄化槽法により各市町（しまち）に浄化槽台帳の作成が義務付けられており、台帳の情報をもとに、浄化槽をお使いのみなさまに対し、適正な維持管理に関する指導等を行うことで、公共用水域の水質保全を推進しています。

わたしたちの生活雑排水をきれいにして、琵琶湖の水質を守ってくれている浄化槽。

琵琶湖の水環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理を行いましょう。

浄化槽 適正管理で 三方よし  
暮らしよし、社会よし、琵琶湖よし

以上、滋賀県と公益社団法人滋賀県生活環境事業協会からのお知らせでした。

### 都道府県別汚水処理人口普及状況 (環境省HPより)

令和2年度末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。(汚水処理人口普及率の高い順)

都道府県名	汚水処理 人口 普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理 人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	合併処理 浄化槽 (千人)	うち	うち	うち	コミュニティー プラント (千人)
								浄化槽市 村整備推 進事業等 (千人)	浄化槽設 置整備事 業 (千人)	左記以外 分 (千人)	
東京都	99.8%	1	13,840	13,812	13,781	2	27	5	8	14	2
滋賀県	99.0%	2	1,416	1,402	1,297	70	34	0	13	21	0
兵庫県	98.9%	3	5,507	5,448	5,147	145	97	10	62	26	58
京都府	98.4%	4	2,523	2,484	2,399	40	45	11	23	11	0
神奈川県	98.2%	5	9,222	9,055	8,934	3	118	4	38	76	0
大阪府	98.1%	6	8,827	8,658	8,509	1	148	4	17	126	0
長野県	98.0%	7	2,064	2,023	1,740	167	115	16	80	19	1
富山県	97.4%	8	1,044	1,017	902	85	29	1	18	10	1
福井県	96.7%	9	771	746	629	85	32	2	25	5	0
北海道	95.9%	10	5,204	4,992	4,765	64	163	53	67	43	0
鳥取県	95.0%	11	554	527	404	92	30	4	14	11	0
石川県	94.7%	12	1,129	1,068	957	55	53	10	13	30	2
山形県	93.6%	13	1,064	995	830	74	91	19	46	26	0
福岡県	93.4%	14	5,114	4,778	4,248	53	465	54	278	133	12
岐阜県	93.1%	15	2,009	1,871	1,552	111	204	9	134	62	4
埼玉県	93.1%	16	7,392	6,882	6,088	92	702	24	188	490	1
宮城県	92.8%	17	2,274	2,110	1,886	65	158	41	79	38	2
愛知県	91.8%	18	7,543	6,925	6,025	146	744	21	242	482	10
奈良県	89.8%	19	1,341	1,204	1,098	7	98	4	35	59	1
千葉県	89.5%	20	6,319	5,656	4,810	47	791	11	289	491	8
広島県	89.4%	21	2,803	2,505	2,142	52	309	15	154	140	3
新潟県	88.8%	22	2,202	1,956	1,697	137	123	14	40	70	0
秋田県	88.4%	23	965	853	647	95	110	19	68	23	0
山口県	88.1%	24	1,349	1,189	907	62	219	7	135	77	0
熊本県	88.1%	25	1,752	1,544	1,217	69	258	32	175	50	0
栃木県	88.0%	26	1,950	1,715	1,329	80	306	6	242	58	1
宮崎県	87.8%	27	1,082	949	658	48	244	18	185	41	0
岡山県	87.6%	28	1,889	1,655	1,305	37	312	17	204	91	0
三重県	87.6%	29	1,795	1,571	1,038	97	433	17	227	190	3
沖縄県	86.7%	30	1,480	1,283	1,064	69	150	13	5	132	0
茨城県	86.0%	31	2,900	2,493	1,843	155	486	14	205	266	9
佐賀県	85.5%	32	815	697	511	58	128	46	62	20	0
福島県	84.6%	33	1,836	1,553	1,000	120	432	37	266	129	1
山梨県	84.4%	34	818	690	549	15	121	8	48	65	5
岩手県	83.6%	35	1,214	1,015	750	98	166	39	98	28	1
鹿児島県	83.0%	36	1,607	1,334	690	40	598	43	424	130	5
静岡県	82.9%	37	3,675	3,048	2,363	28	643	16	393	234	13
群馬県	82.6%	38	1,953	1,613	1,075	120	394	24	249	121	23
長崎県	82.5%	39	1,327	1,094	845	47	197	14	144	39	5
島根県	82.0%	40	670	549	339	96	110	29	50	31	4
愛媛県	81.1%	41	1,350	1,096	757	38	300	25	167	108	1
青森県	80.9%	42	1,251	1,012	771	111	129	11	41	77	0
香川県	79.6%	43	970	772	447	15	310	13	245	52	0
大分県	79.0%	44	1,137	898	593	32	272	12	175	86	1
高知県	75.8%	45	697	528	285	21	221	13	134	75	1
和歌山県	67.6%	46	941	636	268	44	324	14	203	107	0
徳島県	64.6%	47	732	473	136	20	310	14	171	125	7
全 国	92.1%	-	126,315	116,375	101,226	3,211	11,751	832	6,181	4,738	188

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 2. 令和2年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調整不能な町(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。  
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

## 市町別処理人口普及状況 (環境省 HP より)

令和2年度末現在の各市町別汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

(単位：%)

	汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率		汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
大津市	99.0	0.5	高島市	99.3	2.0
彦根市	96.0	6.5	東近江市	98.8	0.8
長浜市	100.0	0.4	米原市 ※	100.0	0.3
近江八幡市	99.5	15.7	日野町	99.6	1.0
草津市 ※	100.0	0.3	竜王町	99.8	8.0
守山市	99.8	0.1	愛荘町	99.8	0.6
栗東市	99.5	0.1	豊郷町 ※	100.0	0.0
甲賀市	96.7	7.7	甲良町	99.9	0.0
野洲市	99.4	0.4	多賀町	98.8	2.7
湖南市	99.0	0.8	滋賀県計	99.0	2.4

市町名に「※」がついたものは、普及率を四捨五入した結果100.0%となる市町を示しています。

## 令和2年度 11条検査 市町別検査結果

(通常検査分) + (効率化検査分)

(単位：基)

市町名	合計	単 独				合 併			
		イ	ロ	ハ	小計	イ	ロ	ハ	小計
大津市	1,335	196	182	10	388	522	415	10	947
彦根市	3,032	636	320	4	960	1,272	789	11	2,072
長浜市	329	55	65	6	126	64	135	4	203
近江八幡市	2,367	72	57	4	133	1,596	630	8	2,234
草津市	277	45	47	3	95	67	109	6	182
守山市	267	48	82	9	139	60	62	6	128
栗東市	250	68	49	8	125	55	67	3	125
甲賀市	2,977	434	334	10	778	1,147	1,033	19	2,199
野洲市	77	16	19	0	35	24	18	0	42
湖南市	487	148	160	7	315	91	80	1	172
高島市	1,000	27	31	2	60	480	452	8	940
東近江市	1,120	113	68	1	182	524	407	7	938
米原市	309	78	40	4	122	97	83	7	187
日野町	251	44	30	1	75	118	56	2	176
竜王町	272	51	47	0	98	85	89	0	174
愛荘町	121	35	15	0	50	41	30	0	71
豊郷町	25	7	3	0	10	8	6	1	15
甲良町	41	8	4	0	12	20	8	1	29
多賀町	180	20	19	2	41	91	47	1	139
合計	14,717	2,101	1,572	71	3,744	6,362	4,516	95	10,973

### 浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

令和3年12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

(単位：件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
近江八幡市	25	12	37	37	0	0
高島市	15	16	31	29	2	0
甲賀市	7	18	25	24	0	1
彦根市	10	7	17	12	5	0
大津市	8	6	14	8	6	0
東近江市	4	7	11	9	2	0
竜王町	6	0	6	6	0	0
守山市	4	0	4	4	0	0
長浜市	0	3	3	2	1	0
草津市	1	2	3	2	1	0
湖南市	2	1	3	1	2	0

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
栗東市	1	1	2	2	0	0
日野町	0	2	2	1	0	1
愛荘町	2	0	2	2	0	0
野洲市	0	0	0	0	0	0
米原市	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0
合計	85	75	160	139	19	2

前年度同月の状況 (令和2年12月末)

県合計	87	70	157	130	25	2
-----	----	----	-----	-----	----	---

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの 浄：浄化槽法に基づくもの

### 令和4年3月2日(水)、3日(木)に指定採水員指定講習会を開催します

10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくための講習会を下記のとおり開催します。

平成31年3月に受講していただいた方々は令和4年3月末で有効期限が満了となりますので、本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとする方も本講習会を受講してください。

講習会開催案内は、各保守点検業者宛に送付しますので、同封の受講申込書により申し込んでください。

開催日程

開催日	会場
令和4年3月2日(水)	草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津) 草津市大路2-1-35 TEL 077-561-7700
令和4年3月3日(木)	

(注) 講習時間は、いずれも14:00~16:00の予定です。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015 栗東市安養寺7丁目1番25号 ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271 / 554-9272

FAX 077-554-9293

